

浜松市 はますくヘルパー利用事業

休憩してね、ママ、パパ！



家事・子育て等に不安や負担を抱えている妊婦や子育て家庭を対象にヘルパーが訪問し、家事の手伝いや育児相談にのります。

●どんなことを手伝ってもらえるの？

- 家事支援 食事の準備や片付け、洗濯や掃除などの日常的な家事
- 育児相談・育児支援 授乳やおむつの相談、育児相談に応じた支援、育児アドバイスなど

詳細はこちら！

子育て情報サイト
ぴっぴも見てね！

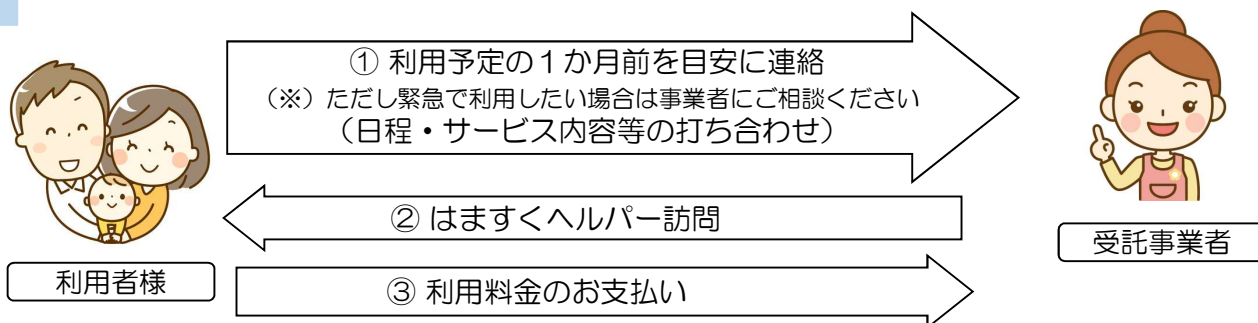


対象	浜松市にお住まいの妊婦または3歳未満の乳幼児を養育している保護者（日中身近に支援者がおらず、家事や育児に心配がある方）
利用期間	妊娠中からお子さんが3歳の誕生日を迎える前日まで（親子健康手帳（母子健康手帳）の交付後）
時間・回数	1日2回、1時間単位で最大4時間まで（午前7時～午後7時） 合計利用可能時間数…75時間まで ※多胎児（双子・三つ子など）、未熟児養育医療対象児、または障がい児の養育者はこども1人かつ要件1つにつき75時間を加算
中山間地域	中山間地域にお住まいの方 合計可能時間数…150時間まで ※多胎児（双子・三つ子など）、未熟児養育医療対象児、または障がい児の養育者はこども1人かつ要件1つにつき150時間を加算 中山間地域…天竜区全域、浜名区引佐町のうち、伊平、川名、渋川、四方浄、田沢、兎荷、西久留女木、西黒田、東久留女木、東黒田、別所、的場
公費負担額	利用料：利用1時間につき、 1,500円 を公費負担します。 ※市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯に該当する方は、 1時間につき1,800円 を公費負担します。 交通費：1kmにつき40円を上限に公費負担します。
利用料金	有料…①事業者の1時間あたりの利用料から、公費負担額を引いた金額 ②事業者の交通費から公費負担額を引いた金額 ①+②の合計金額をヘルパー利用後に事業者へお支払いいただきます。
申請方法	オンライン申請、または各こども家庭センター窓口申請 ※オンライン申請のリンクは、子育て情報サイトぴっぴのホームページに掲載しています。 ※窓口受付時間：月～金曜日（12/29～1/3、祝日を除く）午前9時から午後4時30分まで
申請時に必要なもの	○親子健康手帳（母子健康手帳）必須 - 以下は該当者のみ提出が必要です。 【未熟児養育医療対象児】 養育医療券の写し 【障がい児】（こどもの）身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、児童通所サービス・障害福祉サービス受給者証、重度心身障害者医療費助成金受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかの写し 【市外から転入した保護者が共に市民税非課税者の場合】市民税（非課税）課税証明書 ・申請前年度分の課税証明書…申請前年の1月2日以降に浜松市に転入した方が1～6月に申請する場合 ・申請年分の課税証明書…申請年の1月2日以降に浜松市に転入した方が7～12月に申請する場合

スマート申請



利用の流れ



浜松市はますくヘルパー利用事業の支援内容詳細

～ はますくヘルパーが できること・できないこと ～

家事支援

< 家事支援とは… >

妊婦さんや子育てしている方の心身の不調を整えたり、育児に専念したりするために、はますくヘルパーが家事の手伝いをします。
原則として、室内で日常的に行う家事が対象です。
大掃除や掃除業者に依頼するような掃除や非日常的(一時的)な家事は、支援の対象外となります。



内容	○できる(例)	×できない(例)	備考
① 食事の準備及び後片付け	・調理(離乳食を含む)の下ごしらえ、味付け ・配膳、皿洗い等の片づけ ・テーブル拭き	・特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等) ・数日分の料理の作り置き ・来客の応接(飲み物や食事の手配等)	(日常的に利用者が担っている範囲で)同居家族分も支援対象とする。
② 衣類の洗濯及び補修	・洗濯機を回す、物干し ・洗濯物を畳む、アイロンがけ ・洗濯物のタンス等への片付け ・裁縫(ボタン付け等)	・特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーター等の手洗い等) ・大量のアイロンがけ	(日常的に利用者が担っている範囲で)同居家族分も支援対象とする。
③ 居室の清掃及び整理整頓	・リビング、寝室、台所等の簡易な掃除(掃除機、床拭き程度) ・新聞、雑誌等の簡易な片づけ ・トイレ、風呂、洗面所の簡易な掃除 ・玄関、ベランダの簡易な掃除 ・布団干し ・シーツ交換	・ガスコンロ、シンク、窓等の掃除 ・エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸等の掃除 ・年末の大掃除 ・床のワックスがけ ・浴室のカビ取り ・庭の掃除(植木の水やり、剪定、草むしり等) ・引っ越しの手伝い	日常的に利用者が担っている範囲での掃除であれば可
④ 生活必需品の買い物	・近隣のスーパー、コンビニでの購入可能な食材、日用品の買い物	・出産祝いのお返しの買い物 ・家具、電気器具等の購入 ・その他日常生活必需品以外の買い物	はますくヘルパーによる立替払いは不可

育児相談・育児支援

< 育児相談・育児支援とは… >

妊婦さんや子育てしている方の心身の不調や育児に関する悩みについて、不安感・負担感の緩和となるよう、はますくヘルパーが相談にのったり、必要な支援をしたりします。
一部の支援を除き、原則として居室内で行う支援が対象です。



内容	○できる(例)	×できない(例)	備考
① 授乳相談		・はますくヘルパーが、ひとりで子どものお世話をすることや子どもへの医療行為はできません。	
② おむつ相談	・妊娠、出産、育児に関する傾聴や相談、助言	・兄弟児の保育園への送迎、病院の付き添い、預かり	利用者の在宅時に限る。
③ 沐浴相談	・相談内容に応じた、必要な支援	・はますくヘルパーと子どもだけの外出(※1) ・利用者の医療機関受診、冠婚葬祭等の付き添い	※1 利用者同伴ならば可
④ 適切な育児環境の整備相談		・はますくヘルパーの自家用車への同乗	はますくヘルパーの公共交通機関の利用に要した費用は利用者負担
⑤ その他、必要な育児相談支援		・ベビーベッド、乳児用玩具の組立て、取付け ・利用者の仕事中的支援	
⑥ 育児支援	・こどもの見守り、遊び相手(居室内に限る※2) ・兄弟児の遊び相手(居室内に限る※2) ・子ども連れでの買い物、散歩、乳児の健診や予防接種の付き添い(※3) ・乳児の着替え、食事介助	・銀行への振込み、引き出し ・役所への申請等 ・自動車の給油、洗車、清掃 ・ペットの世話、ゴミ出し ・家の室内外の修理・修繕(ペンキ塗り、家具の移動、部屋の模様替え等) ・自営業の仕事の手伝い ・クリーニング店への受渡し ・利用者の仕事中的支援	※2すぐに声を掛けられる別室(隣の部屋)であれば可 ※3自宅から付き添う場合は、徒歩又は公共交通機関の利用に限る。 なお、はますくヘルパーとの現地待ち合わせは可能



◆その他、サービス対象外となる活動

- ・利用者が感染症に罹患するなど、はますくヘルパーに健康被害を与える危険が大きい場合は、サービス提供不可
- ・留守宅あるいは子どものみ保護者のみ(妊娠中は除く)の家庭への訪問、託児
- ・マッサージ等の施術的な行為 ・趣味的な活動の手伝い ・宗教などの勧誘 ・収入を生み出す活動
- ・祖父母等の大人がいても利用者が不在の場合の利用は不可。

* ご不明な点などがありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

浜松市役所 子ども家庭部 子育て支援課 家庭支援グループ

TEL

(053)457-2793

E-mail

kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp